

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間は、登校しないでしっかり治して下さい。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、下記の欠席届に記入押印の上、学校に提出してください。

〔 問い合わせ先 養護教諭（保健室）046-276-6387 〕

### 学校感染症と出席停止期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	病名	出席停止の期間
<b>第1種</b>	発生は稀だが重大な感染症（*）	治癒するまで
<b>第2種</b> 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
<b>第3種</b> 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ●その他の感染症 流行性嘔吐下痢症（ノロ、ロタウイルス） マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 伝染性紅斑 など	医師の許可があるまで

\*第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ

平成 年 月 日

### 学校感染症による欠席届

年 組 番 氏名

保護者氏名



欠席の理由 (診断名)	
欠席の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名	
受診した日	平成 年 月 日、 月 日、 月 日 (計 回)